

## 2019年6月試験からの日商簿記3級の変更点について

1. 普通預金や当座預金について、銀行名や口座種類などを加えた、より詳細な勘定名を出題する可能性が明示されました。例えば、「普通預金東京銀行勘定」などといった使い方です。
2. 当座借越について、これまでは「当座預金勘定と当座借越勘定を用いる方法」と「当座勘定のみを用いる方法」の2つがありましたが、期中において当座借越勘定を用いて仕訳することはせず、すべて当座預金勘定で仕訳することになりました。つまり「当座勘定のみを用いる方法」ですが、勘定科目は当座勘定ではなく、当座預金勘定となります。  
そして、決算時に当座預金勘定が貸方残高になった場合は、当座借越勘定あるいは短期借入金勘定に振り替えます。
3. 有価証券について、これまで簿記3級で学んでいた内容がすべて簿記2級からの出題となりました。
4. 商品券について、これまで簿記3級で学んでいた内容は、簿記1級からの出題へと変更になりました。
5. 他店商品券について、これまでは他店が発行した商品券を受け取った場合は、他店商品券勘定を用いていましたが、これが受取商品券勘定に変更されました。ただし、他店商品券は自社も商品券を発行していることが前提ですが、受取商品券はビール券やギフトカード、商店街などが発行するものなどを想定しているので、両者は厳密な意味では別物です。
6. 不動産の賃借時の敷金や保証金を支払った場合に、差入保証金勘定で処理することが新たな試験範囲となりました。
7. 電子記録債権、電子記録債務が簿記2級から簿記3級の試験範囲に下りてきました。
8. クレジット売掛金が簿記2級から簿記3級の試験範囲に下りてきました。
9. 手形の裏書譲渡、手形の割引が、簿記3級から簿記2級へ上がりました。また、電子記録債権、電子記録債務が簿記3級に下りてきたと述べましたが、電子記録債権の譲渡や割引については、手形同様、簿記2級からの出題となります。
10. 仕入値引、売上値引が、日商簿記検定試験の全ての級において出題されないことになりました。

11. 減価償却の仕訳方法の直接法が、簿記 3 級から簿記 2 級へ上がりました。
12. 固定資産台帳が、簿記 3 級から出題されることになりました。
13. これまでは簿記 3 級の対象は個人商店でしたが、小規模な株式会社に変更になりました。その結果、以下の変更があります。
  - (1) 当期純利益(損益勘定の残高)は、資本金勘定ではなく繰越利益剰余金勘定に振り替えます。
  - (2) 繰越利益剰余金の配当や利益準備金の積み立てが、出題されます。ただし、利益準備金の計算は簿記 2 級からの試験範囲のままなので、簿記 3 級で出題される場合は、積立額は問題文で与えられます。
  - (3) 引出金勘定は、試験範囲外となります。
14. 社会保険料の納付は、従業員から預かった分に会社負担分も加わりますが、会社負担分については、法定福利費勘定を用いて処理することが明示されました。
15. 税金について、以下の点の変更となりました。
  - (1) 個人商店ではなくなったので、所得税は出題されません。
  - (2) 法人税、住民税及び事業税が、簿記 3 級に下りてきました。仮払法人税等や未払法人税等も簿記 3 級から出題されます。
  - (3) 消費税の税抜方式が、簿記 3 級に下りてきました。
16. 消耗品と消耗品費について、これまでは 2 つの処理方法がありましたが、消耗品購入時には消耗品費勘定で処理し、決算時に残高があっても消耗品には振替えないことになりました。
17. 切手(通信費)や収入印紙(租税公課)が期末に残っている場合は、それらの勘定から貯蔵品勘定に振り替えることになりました。
18. 「収益・費用の見越、繰延」という表現が、「収益・費用の前払い・前受けと未収・未払いの計上」と改められました。
19. 月次決算のうち減価償却費の見積額の計上が、簿記 3 級に下りてきました。
20. 決算整理後残高試算表の出題も、簿記 3 級の試験範囲に明示されました。
21. 繰越試算表が、試験範囲から除外されました。